

水上村の給与・定員管理等について

水上村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年水上村条例第20号)の規定に基づき、水上村の給与・定員管理等を公表します。

水上村長 成尾政紀

1 総括

1. 人件費と職員給与費の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	2,645	2,888,938	224,139	518,534	17.9	16.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

13

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	58	204,210	20,449	80,804	305,463	5,267	5,722

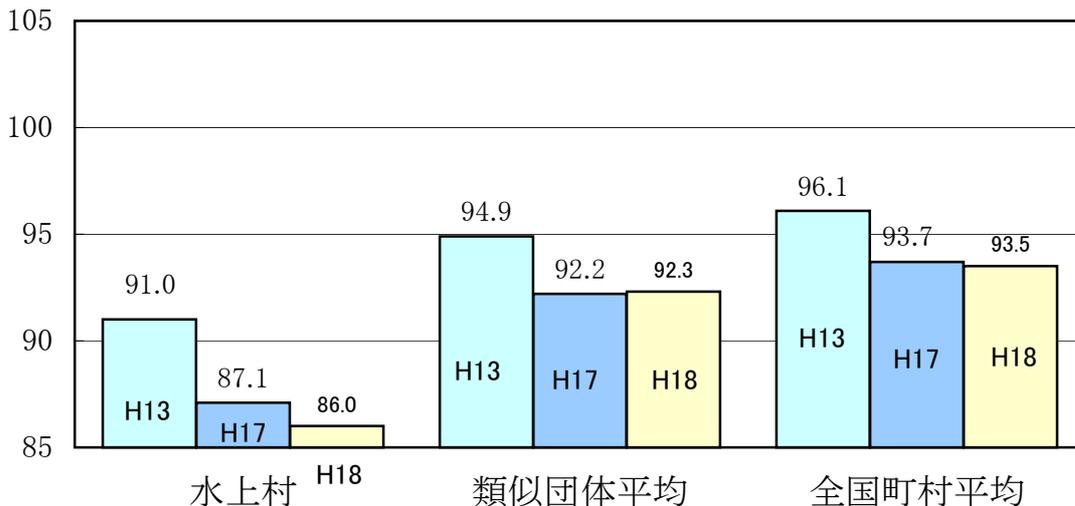
(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年度から平成21年度までの5カ年間にわたり、集中改革プラン(定員管理計画)に基づき、職員7名を純減し、人件費の抑制を図る。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水上村	42.4 歳	310,500 円	337,934 円	329,640 円
国	40.4 歳	328,477 円	381,212 円	— 円
類似団体	42.3 歳	320,771 円	357,950 円	353,009 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水上村	50.0 歳	268,900 円	286,900 円	282,990 円
国	48.4 歳	286,500 円	318,595 円	— 円
類似団体	47.4 歳	291,641 円	311,372 円	317,156 円
民間事業者平均	52.9 歳	— 円	290,594 円	— 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区分		水上村	熊本県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	135,600 円
	中学卒	127,700 円	128,900 円	127,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,100 円	279,600 円	314,500 円
	高校卒	205,000 円	248,400 円	300,400 円
技能労務職	高校卒	197,600 円	227,400 円	266,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

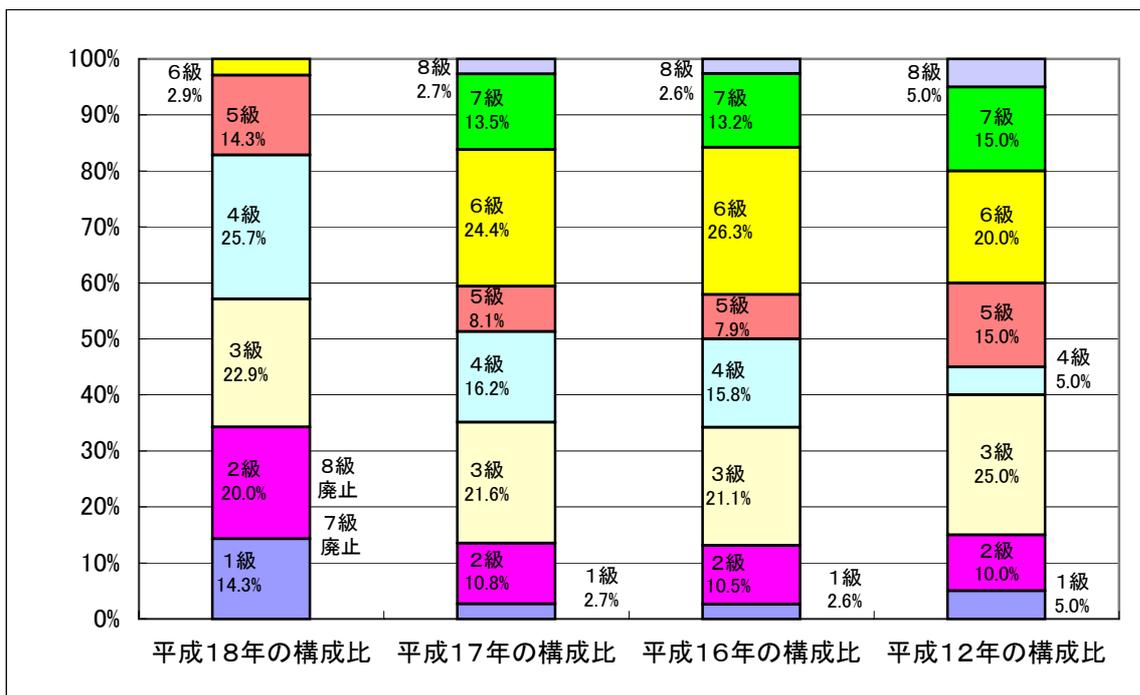
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・保育士・保健師の職務	5 人	14.3 %
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事・保育士・保健師の職務	7 人	20.0 %
3 級	参事・係長・主任保育士・保健師の職務	8 人	22.9 %
4 級	課長補佐・課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	9 人	25.7 %
5 級	課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	5 人	14.3 %
6 級	総務課長及び総務課長経験者の職務	1 人	2.9 %

(注) 1 水上村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 62
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B/A	% 0.0
16年度	職 員 数 A	人 63
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B/A	% 0.0

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水上村			国		
1人当たり平均支給額(17年度) 1,204.0 千円			—		
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分			(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分		
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

水上村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (勸奨退職時特別昇給 12号給~4号給加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 530 千円 27,043 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	168 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	12.1 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員7人	地籍調査、滞納整理	月額2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	5,207 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	102 千円
支給実績(16年度決算)	8,301 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	163 千円

(5) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者、配偶者(非)扶養、特定加算等	同		7,719 千円	263,290 円
住居手当	借家、自宅	同		872 千円	124,571 円
通勤手当	自動車	同		1,923 千円	39,245 円
管理職手当	課長			3,256 千円	465,143 円

5. 特別職の報酬等の状況(18年4月1日現在)

区分		給料			月額		額		等	
給料	市区町村長	739,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額						
	助役	573,000	円	798,000 円/	340,000 円					
	収入役	540,000	円	663,000 円/	346,000 円					
報酬	議長	296,000	円	598,000 円/	432,000 円					
	副議長	244,000	円	307,000 円/	149,000 円					
	議員	222,000	円	251,000 円/	115,000 円					
期末手当	市区町村長	(18年度支給割合)								
	助役	3.0	月分							
退職手当	議長	(18年度支給割合)								
	副議長	3.0	月分							
退職手当	村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)				
	助役	在職年方式	500/100	14,780,000 円	任期毎					
	収入役	在職年方式	290/100	6,646,800 円	任期毎					

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の額である。

6. 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
特別行政部門	議会	1	1	0	職員の退職の未補充
	総務	13	13	0	
	税務	5	5	0	
	農林水産	9	7	△ 2	
	商工	2	2	0	
	土木	3	3	0	
	民生	13	12	△ 1	
	衛生	2	2	0	保育士の退職の未補充
	小 計	48	45	△ 3	
		教育部門	10	10	0
	小 計	10	10	0	参考)人口千人当たり職員数 3.7人
公営会 企計 業部 等門	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	2	2	0	
	小 計	4	4	0	
合 計		62	59	△ 3	
		[75]	[75]	[0]	参考)人口千人当たり職員数 22.3人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で教育長を含まない数である。

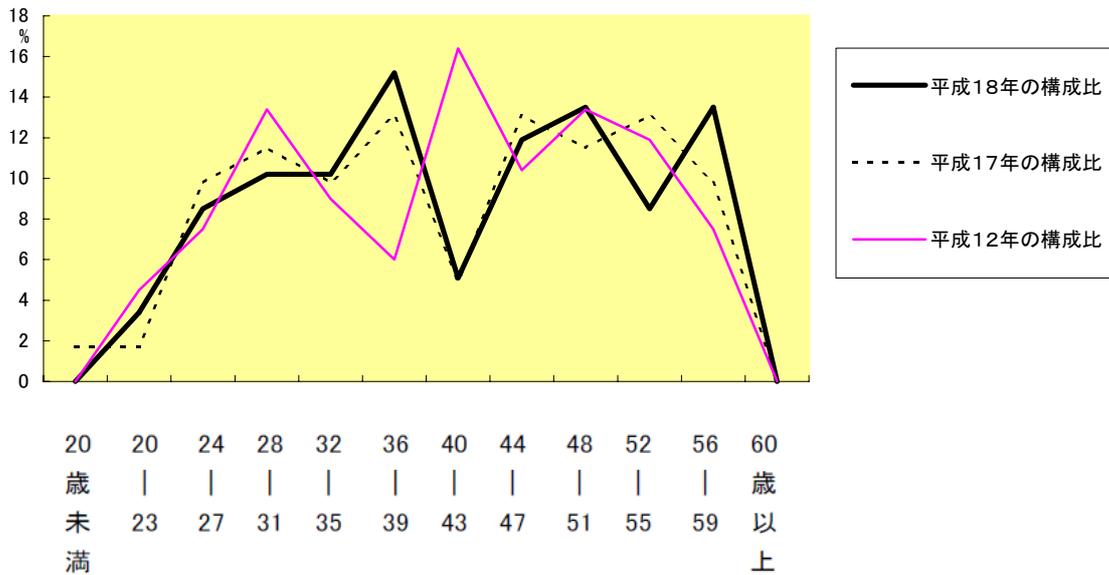
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 採用職員と退職職員 (人)

採用者数 (A)	退職者数 (B)	(A) - (B)
0 人	3 人	-3 人

(注) 1 採用者数は平成18年4月1日付新規採用者数、退職者数は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの退職者数を表します。

(3) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	2	5	6	6	9	3	7	8	5	8	0	59
行政職		2	5	6	6	8	1	5	7	5	4		49
技労職						1	2	2	1		4		10

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日から平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
64 人	56 人	△ 8 人	△ 12.50 %

参考 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	△ 7人(△11.3%)

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16年 計画前年	17年 1年目	18年 2年目	19年 3年目	17年～21年 計	(参考) 数値目標
一般行政	減 員		△2	△3	△1	△11	
	増 員		2			6	
	差 引			△3	△1	(△10.4%)	
	職員数	48	48	45	44	43	43
教育行政	減 員		△2		△1	△3	
	増 員						
	差 引		△2		△1	(△25.0%)	
	職員数	12	10	10	9	9	9
公営企業 等 会 計	減 員						
	増 員						
	差 引					(%)	
	職員数	4	4	4	4	4	4
計	減 員		△4	△3	△2	△14	
	増 員		2			6	
	差 引		△2	△3	△2	(△12.5%)	
	職員数	64	62	59	57	56	56

(注)1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 47,946	千円 2,703	千円 4,405	% 9.2	% 10.3

(2) 職員給与費の状況(公営企業会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 1	千円 2,814	千円 459	千円 1,132	千円 4,405	千円 4,405	千円 3,687

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水 上 村	46.0 歳	239,400 円	380,044 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水上村	参考) 水上村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(17年度) 1,132.0 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,204.0 千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 () 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 () 月分
勤勉手当 1.4 月分 () 月分	勤勉手当 1.4 月分 () 月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

水上村			参考) 水上村 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (勸奨退職時特別昇給 12号給～4号給)			その他の加算措置 (勸奨退職時特別昇給 12号給～4号給)		
1人当たり平均支給額 千円 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	11 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	11 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単1
水道消毒用薬品取扱危険手当	住民福祉課水道手1人	消毒用薬品取扱作業	作業従事1回当たり100円

エ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	31 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	31 千円
支給実績(16年度決算)	24 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	24 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者(非)扶養	同		264 千円	264,000 円
通勤手当	自動車	同		24 千円	24,000 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	現有 1人

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

現有 1人

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	週休日・休日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時15分 午後5時から午後5時15分	午後0時15分から 午後1時	土曜日・日曜日 国民の祝日 年末年始

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、各種施設)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです

区分	休暇・休業期間等(1年あたり)	平成17年の取得状況
年次休暇	20日	1人平均 7.4日
夏季休暇	4日以内	3日
病気休暇	3月以内	1人: 22日
介護休暇	6月以内	—
育児休業	子が3歳に達する日までの期間内	—

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成17年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降任	免職	休職	降級	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成17年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成17年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	平成17年の承認件数
研修を受ける場合	
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	27件
当該地方公共団体の委員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	
任命権者が特に認める場合	2件
合 計	29件

※職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成17年度)

職員の研修の状況については、次のとおりです。

①階層別研修 受講者数 50名	新任職員研修、新任・現任係長研修、新任課長研修、管理者研修
②専門研修 受講者数 24名	政策法務研修、政策形成研修
③派遣専門研修 受講者数 6名	県中堅幹部養成研修、行政専門講座研修、市町村アカデミー研修
④特別研修	新任職員実施研修、人権研修
⑤保健教養研修・各種講演会聴講	

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定については平成17年度は未実施です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

職員の健康管理の状況については、次のとおりです。

主な項目	対象者等	実施状況
・定期健康診断	全職員	43名
・一泊二日人間ドック	30歳以上の職員及び家族	21名
・日帰り人間ドック	30歳以上の職員及び家族	4名
・健康相談会	希望者	年1回
・歯科講座	希望者	随時

(2) 福利事業

グランドゴルフ大会開催

(3) 福利厚生事業に係る決算額

職員健康診断委託費 519,600円

(4) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として熊本県市町村職員共済組合に加入

当該共済組合により短期給付(医療保険)、長期給付(年金)のほか福祉事業が行われています。